4	過酢酸による消毒 消毒目的物に十分に煙霧し、散布し、塗布し、又はこれに消毒目的物を浸す。	器具、畜舎等
5	逆性石けん液及び両性石けん液による消毒 一　医薬品を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 二　消毒目的物に、普通石けん、クレゾール石けん液、ヨウ化物等と混合しないように散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。	手足、死体、畜体、畜舎、さく、器具、機械等
6	グルタルアルデヒドによる消毒 一　医薬品を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 二　消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。	器具、機械、畜舎、設備、種卵等
7	酸化エチレンに炭酸ガスを加えた混合ガスによる消毒 密閉された消毒器又は滅菌施設に消毒目的物を収納し、定量の薬品を拡散させる。	機械、器具、被服、皮具類、骨、角、蹄（てい）等
8	次亜塩素酸カルシウム（サラシ粉）による消毒 消毒目的物に十分散布する。	畜舎の床、尿だめ、汚水だめその他アンモニアの発生の著しいもの、井戸水用水並びに畜舎の隔壁、隔木、さく、土地等
9	水酸化ナトリウム水（苛性ソーダ水）その他アルカリ水剤による消毒 消毒目的物に十分に散布し、又は消毒目的物をこれに浸す。	畜舎、器具等
10	消石灰粉又は石灰乳（生石灰又は消石灰を十パーセント以上の割合で水と混合し乳液状としたもの）による消毒 一　消毒目的物に十分に散布する。 二　消石灰粉を散布する場合には、必要に応じて水を散布する。	畜舎周辺の土壌・舗装表面、畜舎の床、ふん尿、きゅう肥、ふん尿だめ、汚水溝等
11	ハロゲン塩製剤（次亜塩素酸ナトリウム製剤）による消毒	手足、死体、畜体、畜舎、さく、器具、

	が接近しない場所	に注意すること。

二　埋却の基準

区分	埋却を行なう場所	埋却の方法	摘要
死体の埋却	次に掲げるいずれかの場所 1　死亡獣畜を埋却する施設を有する死亡獣畜取扱場 2　人家、飲料水、河川及び道路に近接しない場所であつて日常人及び家畜が接近しない場所	1　埋却する穴は、死体又は物品を入れてもなお地表まで一メートル以上の余地を残す深さとする。 2　死体の上には厚く生石灰をまいてから土でおおう。ただし、土質の軽い土地においては石片等をもつて死体をおおつてから土でおおう。	埋却した場所には、次の事項を記載した標示をしておくこと。 1　埋却した死体又は物品にかかる病名及び家畜にあつてはその種類 2　埋却した年月日及び発掘禁止期間 3　その他必要な事項
物品の埋却	人家、飲料水、河川及び道路に近接しない場所であつて日常人及び家畜が接近しない場所		

三　消毒の基準

種類	方法	適当な消毒目的物	摘要
蒸気消毒	消毒目的物を消毒器内に格納した後なるべく消毒器内の空気を排除してから流通蒸気を用いて消毒目的物を一時間以上摂氏百度以上の湿熱に触れさせる。	被服、毛布、毛、器具、布製の飼料袋、肉、骨、角、蹄（てい）、飼料等	他物に染色のおそれがある物は、他物ともにしないこと。
煮沸消毒	消毒目的物を全部水中に浸し、沸騰後一時間以上煮沸する。		
薬物消毒	1　消石灰による消毒 生石灰に少量の水を加え、消石灰の粉末として直ちに消毒目的物に十分にさん布する。	畜舎の床、ふん尿、きゅう肥、ふん尿だめ、汚水溝、湿潤な土地等	生石灰は、少量の水を注げば熱を発して崩壊するものを用いること。
	2　サラシ粉による消毒 消毒目的物に十分にさん布する。	畜舎の床、尿だめ、汚水だめその他アンモニアの発生の著しいもの及び井水用水等	サラシ粉は、光線及び湿気による作用を受けないように貯蔵されたものであること。